

事 務 連 絡  
平成 2 7 年 9 月 2 日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）食品衛生担当課 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課

中国向け輸出水産食品の取扱いについて（依頼）

標記については、「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成25年10月17日付け食安発1017第1号）により取り扱っているところです。

今般、衛生証明書の発行手続において、輸出水産食品の加工が行われていない登録施設名等が記載された衛生証明書が発行されていた事例を認めたことから、発行申請があった場合には、申請者に対し、輸出水産食品の入手経路等が明らかとなる取引関係書類の写し等の提出を求めるとともに、必要に応じて登録施設に直接連絡すること等により、申請事項の確認をお願いします。